

発行所：Be Ambitious 社会保険労務士法人  
〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 1 3-2  
オーチャー小網町ビル 1 階・6 階  
TEL：03-6661-6597 FAX：03-6661-6598

MAIL:gyoumu@sr-iino.com

URL: <https://www.sr-iino.com/>



## 今月のテーマ:「定額減税制度」ってなに?

令和 6 年の税制改正において決定した**定額減税制度**により、令和 6 年分所得税・令和 6 年度分住民税において、納税者本人と扶養親族を対象に 1 人あたり**所得税 3 万円**、**住民税 1 万円**の計 4 万円が減税されることになりました。

今回は、**定額減税制度の月次減税**（給与・賞与からの控除）の概要と事前準備、住民税の特別徴収についてお伝えいたします。

※今回の掲載内容は、国税庁ホームページ：定額減税特設サイトの **4 月 11 日時点**の情報を元に掲載しております。

### ■ 所得税の概要

所得税	
実施	令和6年6月1日以降
対象者	①日本国内の <b>居住者</b> の方 ※「 <b>居住者</b> 」とは、 <b>国内に住所を有する方</b> 、又は現在まで引き続き <b>1 年以上居所を有する方</b> をいいます。 ②令和6年度の合計所得が合計所得金額 <b>1,805万円</b> 以下の方 (給与所得のみの場合は <b>給与収入2,000万円</b> 以下)
減税額	本人 : <b>30,000円</b>
	同一生計配偶者 : <b>30,000円</b>
	扶養親族 : <b>1人つき30,000円</b>

### ■ 会社の行う事務は？ 減税方法は？

給与支払者である会社は、**2 つの事務**を行うこととなります。

#### ①月次減税

令和 6 年 6 月 1 日以降に支払う**給与（賞与）**に対する源泉徴収税額から定額減税額を控除する事務

#### ②年調減税

**年末調整**の際に、精算を行う事務



**年調減税**については、詳細が出次第（10 月以降を予定）、改めていいのニュースにてご連絡いたします。

■ 月次減税対象者は？ 準備 1：どの従業員が定額減税の対象者が把握しましょう!!

令和 6 年 6 月 1 日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される**居住者**の方が対象です。※令和 6 年 6 月 2 日入社以降の方は年末調整で精算します。

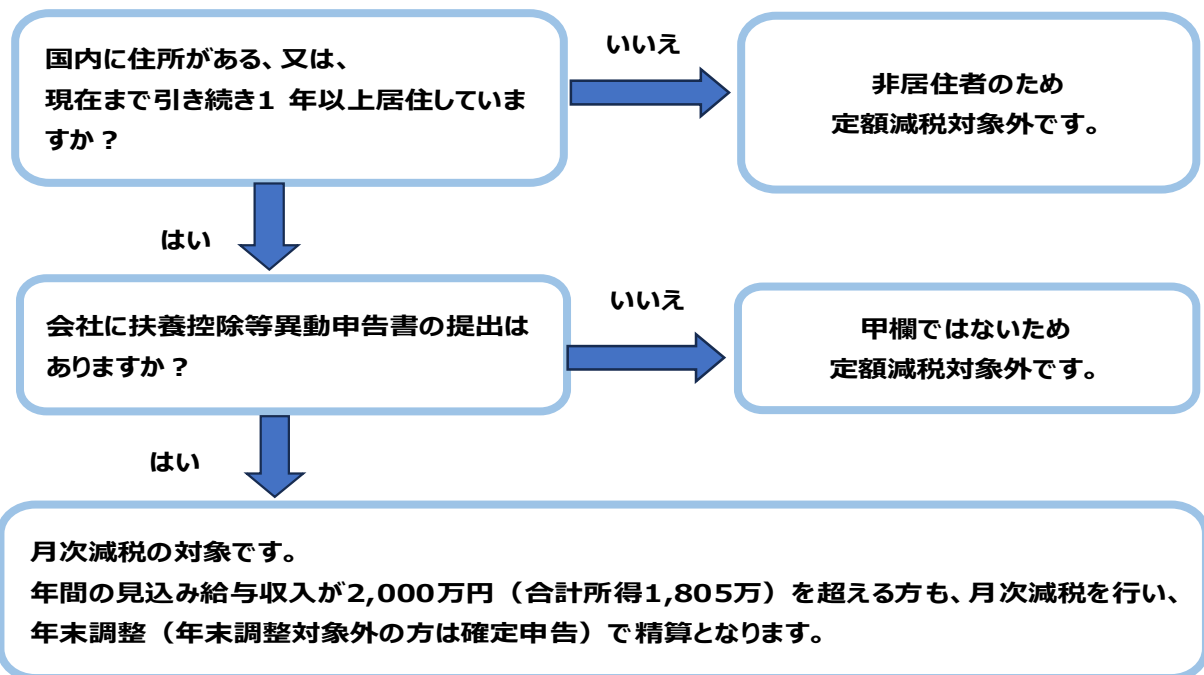
見込み給与収入が **2,000 万円（合計所得 1,805 万円）を超える方**（年末調整対象外の方）も令和 6 年 6 月 1 日時点で対象となる場合、**月次減税を行う必要があります。**（定額減税をする・しないの自由選択はできません。）

【ここでワンポイント!!】

海外勤務者やダブルワークの方は対象とならない場合があるので要注意です!!



【本人確認用フローチャート】



■ 定額減税額は？ 準備 2：減税対象となる配偶者や扶養親族を把握しましょう!!

まず、定額減税の控除額は、下記の表の要件に該当する**同一生計配偶者**と**扶養親族**の数に応じて金額を算出し計算を行います。（例：本人と下記要件に該当する妻・子供 2 人の 4 人家族の場合は、3 万円×4 人 = **12 万円を控除**）

令和 6 年 6 月 1 日以後、**最初の給与（賞与）の支払い日**までに提出された**扶養控除等申告書**の内容にて、特別控除の計算をします。そのため、**既に提出されている扶養控除等申告書の内容を再確認する必要があります。**

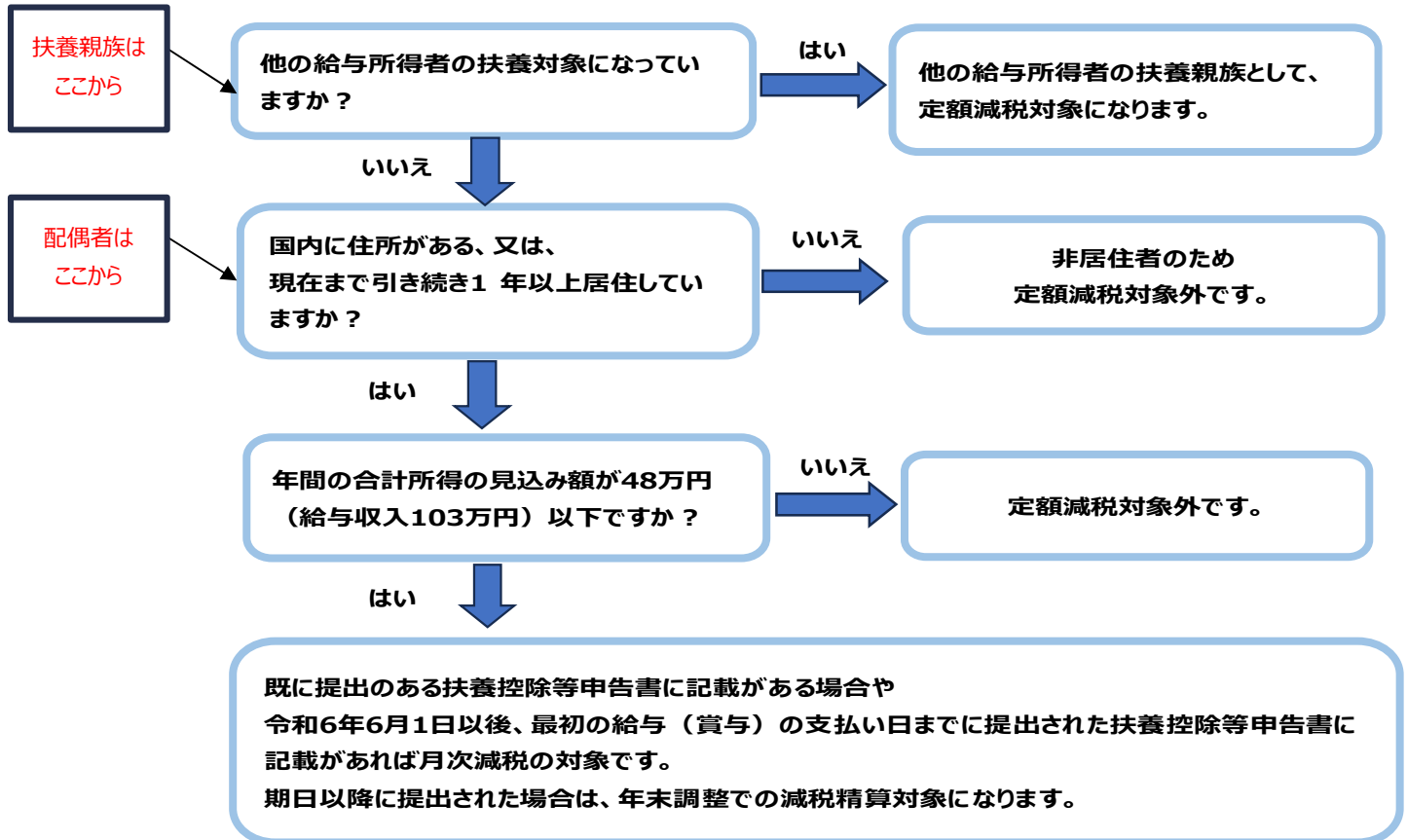
減税額	要件
本人 : <b>30,000円</b>	①日本国内の <b>居住者</b> の方 ②令和6年度の合計所得が合計所得金額 <b>1,805万円</b> 以下の方 (給与所得のみの場合は給与収入 <b>2,000万円</b> 以下)
同一生計配偶者 : <b>30,000円</b>	①本人と生計を一する方 ( <b>国内居住者</b> ) かつ、 ②合計所得金額 <b>48万円</b> 以下の方が対象です。(給与収入 <b>103万円</b> 以下) ※年末調整の時と異なり、 <b>本人の所得金額が高額 (1,000万円超え)</b> でも対象となります。
扶養親族 : 1人つき <b>30,000円</b>	上記、同一生計配偶者の要件①・②を満たす方。 扶養親族は <b>16歳未満</b> の方も対象になります。



【ここでワンポイント!!】

毎月の給与や年末調整の時の税扶養対象とは異なる場合がありますので、要注意です!!

【同一生計配偶者・扶養親族確認用フローチャート】



■ 月次減税額の計算

6月1日以降の以降に支払われる給与(賞与)の支払いの方が早いものから定額減税額の控除を行います。

6月で控除しきれない金額は、本年12月給与(賞与)まで順次控除を続けます。

・6月の給与等で全額控除できる例 (控除前税額の金額 ≤ 月次減税額の金額)

【月次減税額が9万円の場合】

この例では、初回の6月賞与にて月次減税額の全額が控除できますので、減税前の本来の所得税から月次減税額を控除行い、その差額が給与(賞与)での所得税として徴収する所得税となります。

9万円を特別控除

項目	6月賞与	6月給与	7月給与	8月給与	9月給与
本来の所得税 (減税前)	100,000	20,000	20,000	20,000	20,000
所得税 (減税後)	10,000	20,000	20,000	20,000	20,000
減税額残額	0	0	0	0	0

6月給与以降の特別控除は無く、従来の方で所得税を計算します。

・6月の給与等で控除しきれない例（控除前税額の金額 > 月次減税額）

【月次減税額が9万円の場合】

この例では、初回の6月給与の支払いで全額の減税額を控除しきれなかったため、2回目（6月賞与）以降の給与や賞与の給与計算時に、控除しきれなかった金額を限度として、その金額がなくなるまで順次控除を行います。

2万円を特別控除 4万円を特別控除 2万円を特別控除 1万円を特別控除

項目	6月給与	6月賞与	7月給与	8月給与	9月給与
本来の所得税 (減税前)	20,000	40,000	20,000	20,000	20,000
所得税 (減税後)	0	0	0	10,000	20,000
減税額残額	-70,000	-30,000	-10,000	0	0

9月給与以降の特別控除は無く、従来の方法で所得税を計算します。

■住民税の概要

住民税	
実施	令和6年6月1日以降
対象者	①前年令和5年度の合計所得が合計所得金額1,805万円以下の方 (給与所得のみの場合は給与収入2,000万円以下) ②令和6年1月1日時点で、日本に住所がある方 ※令和6年度分の住民税が非課税の方は対象外です。
減税額	本人 : 10,000円
	控除対象配偶者(国内居住者に限る) : 10,000円
	扶養親族(国内居住者に限る) : 1人つき 10,000円

■会社の行う減税方法？

特別徴収（給与所得者）

令和6年6月分の給与の支払分において、特別徴収を行いません。

定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分までの11回に均して特別徴収します。

税負担	控除無し	$\frac{1}{11}$	$\frac{1}{11}$	$\frac{1}{11}$	$\frac{1}{11}$	$\frac{1}{11}$	$\frac{1}{11}$	$\frac{1}{11}$	$\frac{1}{11}$	$\frac{1}{11}$	$\frac{1}{11}$	$\frac{1}{11}$
	令和6年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年1月	2月	3月	4月	5月

令和6年度の特別徴収での給与控除の実施にあたり、

各月の特別徴収税額は、事業主及び給与所得者に通知する税額通知書をご確認ください。

※税額通知書は、例年通り5月中旬ごろに各市区町村より会社へ情報が届きます。

最後に、今回の改正は本年令和6年度のみ対応となります。

定額減税制度に関してご不明な点がございましたら当事務所担当までお問合せください。

